

防衛省訓令第58号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2
第3項の規定に基づき、自衛隊海上輸送群に対する防衛
大臣の指揮監督について陸上幕僚長の行う職務を定める
訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

防衛大臣 中谷 元

自衛隊海上輸送群に対する防衛大臣の指揮監督に
ついて陸上幕僚長の行う職務を定める訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊海上輸送群に対する防衛大
臣の指揮監督について陸上幕僚長の行う職務を定める
ものとする。

（陸上幕僚長の行う職務）

第2条 陸上幕僚長は、自衛隊海上輸送群に対する防衛
大臣の指揮監督について、同群の隊務及び同群の隊員
の服務を監督する。

（統合幕僚長並びに海上幕僚長及び航空幕僚長との協

議)

第 3 条 陸上幕僚長は、前条の規定に基づき次の各号に掲げる事項に関する職務を行う場合には、統合幕僚長並びに海上幕僚長及び航空幕僚長と協議しなければならない。

- (1) 自衛隊海上輸送群の組織及び定員に関すること。
- (2) 自衛隊海上輸送群の業務計画の作成に関すること。
- (3) 自衛隊海上輸送群の予算に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、自衛隊海上輸送群の管理及び運営に関し重要と認められる事項に関すること。

(委任規定)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が、関係する他の幕僚長と協議をして定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。